

世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産 No.7-1
 三池炭鉱・三池港(エリア7 三池)のうち三池炭鉱の修復・公開活用計画(抄録)

大牟田市・荒尾市は、第39回世界遺産委員会の決議(39COM 8B.14)に付議された勧告 b)に基づき、「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である三池炭鉱・三池港のうち、三池炭鉱を対象として、平成28～29年度に「修復・公開活用計画」を策定した。その抄録は以下のとおりである。

なお、三池港については別途、保全措置に係る計画及び実施計画を策定している。



図1 大牟田市・荒尾市位置図

1. 全体構想(ヴィジョン)

明治期の産業革命におけるエネルギー生産の場である炭鉱の採炭・運搬のシステムと役割、そして石炭産業景観の広がりと重層化した歴史のスケール感を次世代へと継承し、これからのまちづくりのエネルギーとなる公開活用を進める。

世界遺産「明治日本の産業革命遺産」は、「製鉄・製鋼、造船、石炭産業」に関わる23の構成遺産により、西洋から非西洋への産業化の移転が初めて成功したことを証明する資産であり、顕著な普遍的価値を有する。そのうち「エリア7 三池」には、石炭産業に関わる三池炭鉱・三池港(7-1)と三角西港(7-2)の2つの構成資産が含まれる。

「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値を反映する3つの段階のうち、三角西港は第2段階の西洋技術の導入を証明する構成資産の一つである。明治20年に明治政府が築港し、

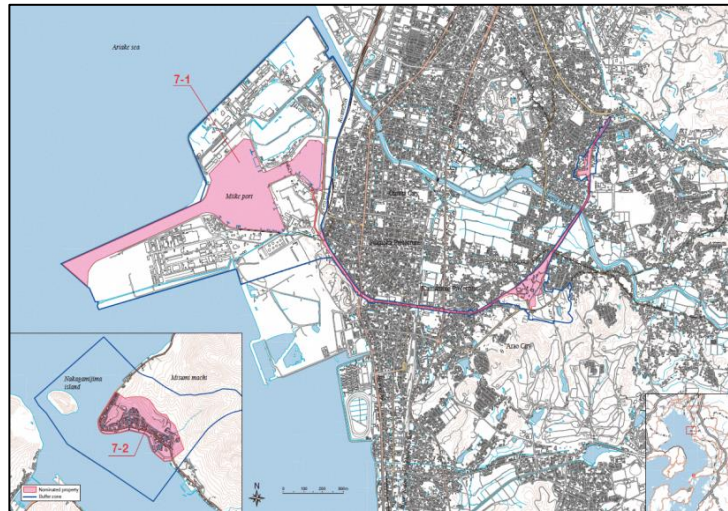


図2 エリア7 三池 構成資産と緩衝地帯の範囲図

三池炭鉱の出炭量増加に伴う貯炭場確保と大型船への積み込みを可能にしたが、依然として三池からの積み出しは小型船に頼っており、さらなる運炭の効率化が望まれる状況にあった。

三池炭鉱・三池港は、第3段階の産業基盤の確立期を証明する構成資産の一つである。長崎の高島炭鉱に次ぎ日本で2番目に採炭技術の近代化が進み、当時最先端の鉱山機械と、集中管理型の坑内排水システムを導入して採炭の効率化を図った。三井買収後は宮原坑(明治31年)及び万田坑(明治35年)を掘削してさらなる出炭量の増加を図るとともにインフラ設置を進め、日本国内でも極めて早い時期に全線電化された三池炭鉱専用鉄道を用いて石炭を運搬した。さらに近代土木技術を駆使して三池港(明治41年)を築港し、直接大型船を着岸させ国内外へと三池炭を大量・効率的に搬出することに成功した。

その後も三池炭鉱の石炭産業技術の発展は日本の石炭産業を牽引し、連綿と折り重なった産業活動の歴史を刻み続けた。平成9年に炭鉱は閉山したが、石炭産業に関わる物流の効率化とシステム化に取り組

んだ証拠が今も保存されている。

「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値に貢献する三池炭鉱の構成資産を保全するため、明治期の採炭を中心としつつ、石炭産業基盤の確立から閉山に至る歴史的な変遷・展開の過程を捉え、坑口・鉄道・港湾を結ぶ採炭・運搬の一連のシステムの証拠となる遺跡・建造物を安定的に維持するとともに、来訪者に価値に関する説明及び情報提供を行うことが重要である。そのため、大きく次の2つの視点から三池炭鉱のあるべき将来像の実現に向けて、必要な修復・公開活用を確実に進める。

(1) 炭鉱閉山時の姿を適切に保存

三池炭鉱では、平成9年の閉山時の状態が維持されている。その状態は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値の一側面である石炭産業基盤の確立期を示す物証を中心としつつ、19世紀末以降も産業活動及び社会情勢の変化に対応し、様々な機能・技術の歴史を積み重ねた炭鉱の総体を表している。閉山時の状態を適切に維持することにより、顕著な普遍的価値に貢献する構成要素を将来に向けて確実に伝達することが可能となる。そのため、日常的な維持管理を継続しつつ、定期的なモニタリングにより網羅的・体系的に三池炭鉱の保全状況を把握し、その成果に基づき、建造物・遺跡の材料・材質・構造の強化・安定化を図るための修復を計画的に実施する。

(2) 三池炭鉱の歴史的な変遷・展開の過程及び産業景観の空間的な広がりを伝える活用

三池炭鉱において伝え、守るべき歴史的特徴は、以下の2点から成る。

- ① 産業基盤が確立した明治期(19世紀末期)から炭鉱が閉山した20世紀末期に至るまで、連綿と折り重なった石炭産業の歴史的な変遷・展開の過程
- ② 坑口・鉄道・港湾という近代化された採炭・運搬システムを核として、化学コンビナート及び社宅の跡など地域に残る石炭産業景観の空間的な広がり

したがって、上記の2点の歴史的特徴を来訪者に伝えることに重点を置いた公開活用を行う。

案内板・解説板による誘導及びガイダンス施設での情報提供等とともに、調査研究成果の公開、公開講座・参加型イベントの開催、ガイドの育成などを通じて、世界遺産の顕著な普遍的価値について情報発信し、地域住民・来訪者の理解を促す。世界遺産の構成資産を「文化的資源・情報発信の拠点」として位置付け、地域との連携・交流を進め、シビックプライドにつなげる。

2. 方針

全体構想(ビジョン)の実現に向けて、次のとおり6点の方針を設定する。

(1) 調査研究の推進

顕著な普遍的価値における三池炭鉱の位置付けを顕在化し、保全状況の向上を図るため、構成資産の現地調査(発掘調査、測量調査)、三井グループ所有の文献資料調査を行い、研究成果は展示・冊子などを通じて情報公開する。

建造物・遺跡は定期的にモニタリングを行い、維持管理・修復へと反映させ、恒常的な安定化を図る。

加えて、来訪者の動態調査により満足度を把握し、安全・快適な状態への改善策に反映させる。また、展示・解説に関する調査を実施し、分かりやすい展示・解説を行うことにより来訪者のさらなる理解増進を図る。

(2) 建造物・遺跡の材料・材質・構造の保全・強化・安定化

建造物・遺跡のモニタリングを実施するとともに、まずは除草・清掃など日常の維持管理により遺跡・建造物の安定化を行う。

さらにモニタリングにより不安定要素が明らかとなった場合には、専門家等の意見及び調査研究の成果に基づく精査を行い、計画的に強化・安定化等のための修復を行う。

(3) 石炭の採掘・運搬システムの明示・説明

構成資産とその周辺において、動線の設定、説明板の設置、ガイダンス施設の更新・設置、遺構の展示、視点場の設置等を行い、三池炭鉱・三池港、三角西港の2つの構成資産から成るエリア7 三池の全

体の歴史と、それらが一連の石炭産業システムを成していることについて説明する。また、エリア内には構成資産以外の三池炭鉱関連資産が多く点在することから、構成資産とその他の三池炭鉱関連資産を結びつけ、三池炭鉱の歴史的な変遷・展開の過程及び石炭産業景観の空間的な広がりをも示す。

(4) 景観の観点からの修景・改善

構成資産内では、堅坑施設で使用された煉瓦・鉄・コンクリートなどの材料・材質に三池の石炭産業の特質が現れていることから、それらが持つ採炭地の雰囲気・景観に配慮した修景を行う。

構成資産の全体を遠望できる視点場からは、各構成要素が相互に結ばれ連続する三池炭鉱の特徴的な景観が見て取れる。具体的には鉄道敷跡及び宮原坑・万田坑を遠望できる場所、鉄道敷跡のパイプラインを視認できる場所、インフラと交わる煉瓦造建造物を見学できる場所等が視点場として適当である。このような視点場からの産業景観を保全するため、建築物の高さ制限、素材・色彩のコントロール等を行う。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

発掘調査・修復に係る学術的な成果報告をはじめ、世界遺産の顕著な普遍的価値について理解を深める機会を提供する一方、アート・食・物産振興などの地域のテーマ・特徴を取り入れたイベント等の開催を通じて、世界遺産への愛着を深め、地域活性化・まちづくりに資する施策に取り組む。

また、地元の小中学校・中学校・自治会・炭鉱OBとも連携し、世界遺産を次世代に継承していくための学習活動を積極的に行う。

石炭産業科学館(図3)を核とし、宮原坑・万田坑・三池港にもガイダンス施設を設け、構成資産の一体的な理解に向けて情報発信・啓発活動を行う。来訪者に対して関連の遺跡・建造物及び施設への回遊を促すことにより、三池炭鉱の歴史的な変遷・展開の過程及び石炭産業景観の空間的な広がりを伝える。

さらに、地元の大牟田市・荒尾市をはじめ、福岡県、熊本県及び宇城市とも連携・協働しつつ、エリア7三池の全体を視野に入れた構成資産の一体的な活用を目指す。



図3 三池炭鉱関連施設位置図

(6) 事業の推進

本計画で定めた事業スケジュールを確実に実行するために、優先順位の下に必要なとされる経費等を充当する。事業の進捗状況を確認し、適切な時期に計画の見直しを行いつつ、さらなる事業推進を図る。

3. 方法

(1) 調査研究

ア. 発掘調査、現地調査

宮原坑・万田坑では、古図面と現況の建造物・遺跡との照合、石炭の採掘・運搬システムの確認・解明、さらに来訪者の理解増進に向けた情報提供の充実を目的として、発掘調査を行う。

宮原坑では、排水機能として重要なデビーポンプ室跡、それにつながる石積みの排水路跡、蒸気機関のボイラー煙突跡とその付随施設、三池集治監出張所跡において、各々の遺跡の内容・残存状況の確認のために優先的に発掘調査を行う。

万田坑では、汽罐場、第一堅坑関連施設、デビーポンプ室等について、地下の遺跡の範囲確認を目的として、保存に悪影響を及ぼさないよう最小限の範囲で試掘調査を行う。

専用鉄道敷跡では、鉄道敷の基礎構造の確認・解明を目的として、鉄道敷の路床、盛土・切土の箇所等において発掘調査を実施する。

イ. 建造物修復に関する調査

定期的なモニタリングを通じて、各構成要素の部位ごとに劣化の進行等を把握する。また、宮原坑の煉瓦造巻揚機室の耐震補強の手法についても精査を行う。

ウ. 文献資料調査

三井グループの関係機関・研究施設又は市民等が所有する一群の文献資料(古文書・古写真・古図面等)の調査研究を継続して行う。報告書を通じて調査成果を広く周知し、修復・公開活用の基礎資料として活かす。

エ. 来訪者の数・動態に関する調査

来訪者数の推移に関する調査を行い、構成資産に与える負の影響を分析し、対策へと活かす。また、世界遺産とその構成資産に対する理解度及び現地での満足度を把握し、修復・公開活用事業の効果を確認するため、来訪者の動態調査を行う。

オ. モニタリング

建造物・遺跡の劣化状況を悉皆的に把握し、構成資産及び緩衝地帯の景観上の変容を把握するために、「モニタリング・カルテ」を作成し経過観察(モニタリング)を行う。負の影響が確認された場合には、原因を除去又は影響を軽減するための対策を講じ、実施した対策の効果についても検証を行う。

経過観察の結果は年次報告書として取りまとめ、世界遺産の運営体制の下に設置された三池地区管理保全協議会において対策について審議するとともに、「明治日本の産業革命遺産」保全委員会へと報告する。

(2) 建造物・遺跡の修復

建造物・遺跡の修復は、顕著な普遍的価値に貢献する要素の安定化を目的とする。事前の調査及びモニタリング等を通じて得られた情報をもとに、優先順位を付して不安定な状態を除去する。作業の際には、構成資産に与える影響を最小限に抑制できるよう十分配慮する。

ア. 構成資産内の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素の修復

○ 宮原坑

現状の観察から、不安定化している箇所は①煉瓦造巻揚機室、②鋼製堅坑櫓、③その他の建造物・構造物の順に整理できる。①は建造物の耐震化を主とした補強、②は鋼材の腐食防止、③は崩落した石造構造物の積み直しを行う。

■ 煉瓦造巻揚機室

事前調査により耐震上の問題が指摘されていることから、煉瓦造構造物の耐震補強を行う。①垂直方向への鋼材による補強、②煉瓦目地の補修・強化、③上部水平方向への鋼材による補強を行う。

■ 鋼製堅坑櫓

目視により鋼材の腐食が見受けられることから、櫓鋼材の修復を行う。①産地同定など材料に関す

る調査を行った後、②腐食鋼材の修復・補強、③塗装の塗替え・防錆処理を行う。

■ その他の建造物・構造物

デビーポンプ室の煉瓦造壁も耐震上の問題があることから、耐震補強を含めた修復を行う。①垂直方向への鋼材による補修、②煉瓦目地の補修・強化を行う。石造排水路は崩落箇所を積み直す。使用可能な材料はそのまま使用し、不可能な材料については同種の新材へと取り換える。また、定期的なモニタリングにより、新たな崩落の危険性が確認された箇所については、劣化状況を精査したうえで石積みの補強、裏込めの補強等の修復の方法を決定し、実施する。

■ 地下の遺構・遺物

発掘調査後に地下の遺構・遺物を安定的に維持するため、例えば遺構・遺物の直上に砂等の緩衝材を敷き詰め、たうえで埋め戻すなどの保存措置を講ずる。埋め戻し後は地表面に不陸・陥没等が発生していないかどうかのモニタリングを定期的実施し、地下の遺構・遺物の不安定化の原因を未然に発見・解消する。

未発掘調査の範囲についても地表面でのモニタリングを定期的実施し、地下の遺構・遺物の不安定化の原因を未然に発見・解消する。

○ 万田坑

顕著な普遍的価値に貢献する要素である万田坑の煉瓦造建造物については、①倉庫及びポンプ室、②安全燈室及び浴室、③事務所の順に修復する。いずれも耐震上の課題が指摘されていることから、構造体の耐震補強を含めた修復を実施する。

■ 倉庫及びポンプ室(旧扇風機室)

目視により排気塔の煉瓦造躯体に亀裂が確認されており、崩壊の可能性が高いことから、修復及び耐震補強を行う。当初は扇風機室として建設されたが、後に倉庫及びポンプ室として改修されており、来訪者がかつて扇風機室であったことを理解できるよう新たな解説プレート等を設置する。

■ 安全燈室及び浴室(旧扇風機機械室)

安全燈室・浴室・脱衣所・乾燥室から成る煉瓦造建造物である。経年劣化により屋根・下屋の一部が損壊しているため、修復・耐震補強を行う。当初は扇風機室機械室として建設されたが、後に安全燈室及び浴室として改修されており、来訪者がかつて扇風機機械室であったことを理解できるよう新たな解説プレート等を設置する。

■ 事務所(新扇風機室)

事務室・休憩室・旧繰込場・更衣室・御手洗・炊事場・階段室から成る煉瓦造建造物である。目視により外壁の一部の亀裂、内装壁の漆喰の剥離・剥落などの破損がみられるため、修復と耐震補強を行う。当初は扇風機室として建築されたが、後に改修されているため、来訪者がかつて扇風機室であったことを理解できるよう情報提供を行う。

■ 第二豎坑櫓

平成22年に万田坑の鋼製豎坑櫓の修復を完了した。今後は、原則として日常の維持管理を継続し、定期的なモニタリングにより把握した劣化状況の結果を踏まえ、劣化箇所の部分的な修復を行う。

■ その他の建造物

原則として日常の維持管理を継続し、定期的なモニタリングにより把握した劣化状況の結果を踏まえ、劣化箇所の部分的な修復を実施する。修復の際は現状の煉瓦を極力使用する。

■ 地下の遺構・遺物

発掘調査後に地下の遺構・遺物を安定的に維持するため、例えば遺構・遺物の直上に砂等の緩衝材を敷き詰め、たうえで埋め戻すなどの保存措置を講ずる。埋め戻し後は地表面に不陸・陥没等が発生していないかどうかのモニタリングを定期的実施し、地下の遺構・遺物の不安定化の原因を未然に発見・解消する。

未発掘調査の範囲についても地表面でのモニタリングを定期的実施し、地下の遺構・遺物の不安定化の原因を未然に発見・解消する。

○ 専用鉄道敷跡

専用鉄道敷跡の全体については、現在、定期的にモニタリングを実施しており、緊急措置を要する不安定箇所は見られない。しかし、鉄道敷跡は建造後既に100年以上を経過した土製構造物であり、不安定化の原因は内在しているものと考えられる。そこで、今後の方針を以下のとおり定める。

路床については、定期的なモニタリングにより劣化状況を把握する。不安定化の状態が確認された場合には、原因を特定したうえで構造的な安定化の措置を講ずる。また、現在埋没している枕木は露出させ、本来の状態に復するなど、鉄道敷跡の理解増進に資する措置を講じる。

鉄道敷の法面を構成する盛土・切土は、形状の安定的な維持を第一とし、モニタリングにより劣化状況を把握しつつ、不安定な箇所が確認された場合には構造的な安定化の措置を講ずる。具体的には、日常の管理業務において、除草・清掃作業、既存の雨水排水施設の維持補修を行う。修復を実施する場合には、モニタリング及び発掘調査の成果を踏まえて方法を決定し、現状の材料・材質・工法を極力踏襲しつつ現状の鉄道敷の雰囲気を崩さないよう留意する。

鉄道敷が道路と立体交差する箇所の煉瓦造架道橋については、形態の維持を基本としつつ、定期的なモニタリングにより把握した劣化状況を踏まえ、不安定化した箇所の修復及び構造強化を行う。

イ. 構成資産内の顕著な普遍的価値に貢献する構成要素と密接に関係する要素の修復

宮原坑第二堅坑坑口地下部については、これまでの調査により構造上の健全性が確認されているが、部分的にコンクリートの亀裂等が見られることから、モニタリングによる劣化状況結果を踏まえ、中期のスケジュールの中で必要な修復を行う。

(3) 石炭の採掘・運搬システム全体の理解を視野に入れた公開活用

ア. 地区区分(ゾーニング)

坑口(宮原坑・万田坑)、鉄道(専用鉄道敷跡)、港湾(三池港)という広範囲にわたる石炭の採掘・運搬システムの理解増進に向けた公開活用を、「連続性」と「一体性」をもって進めるために、地区区分(ゾーニング)を行い、さらに各構成要素の概要・特性に応じた公開活用の方法を明示する。

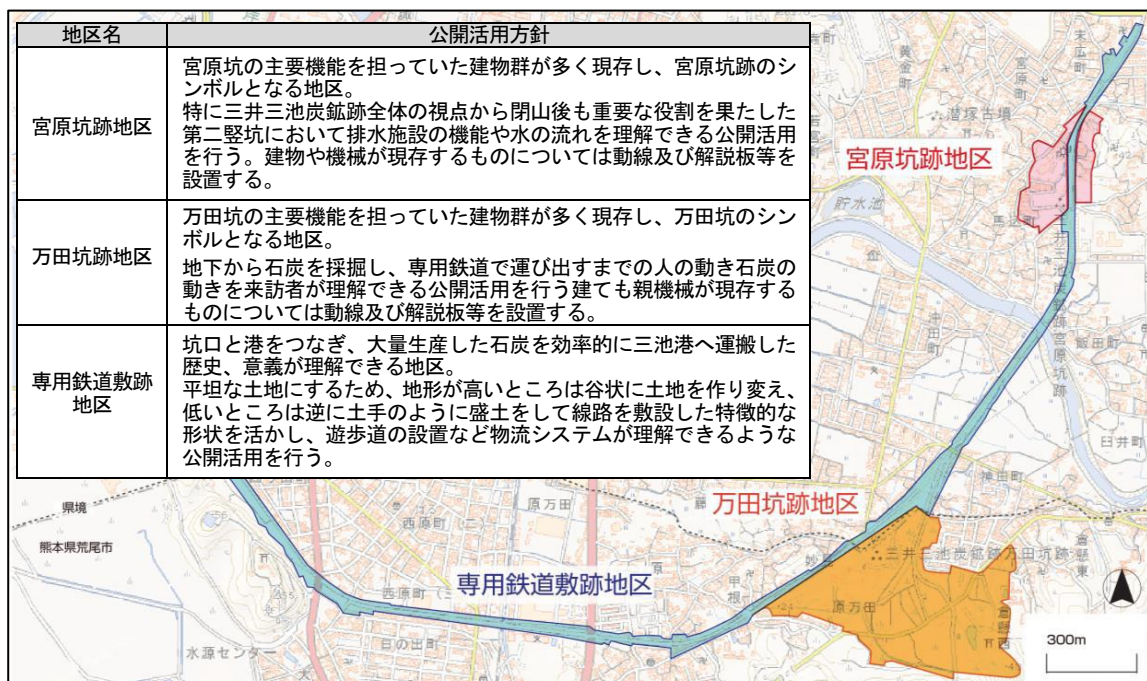


図4 地区区分(ゾーニング)及び地区別の公開活用方針

イ. 動線計画

○ 宮原坑

来訪者の入場管理を円滑にし、坑口における石炭の採掘・運搬システムへの理解の増進を目的として、構成資産及びその周辺における動線を次のとおり設定する。

①ガイダンス施設→②デビーポンプ室・ボイラー施設→③坑口施設→④排水路→⑤刑務所等施設

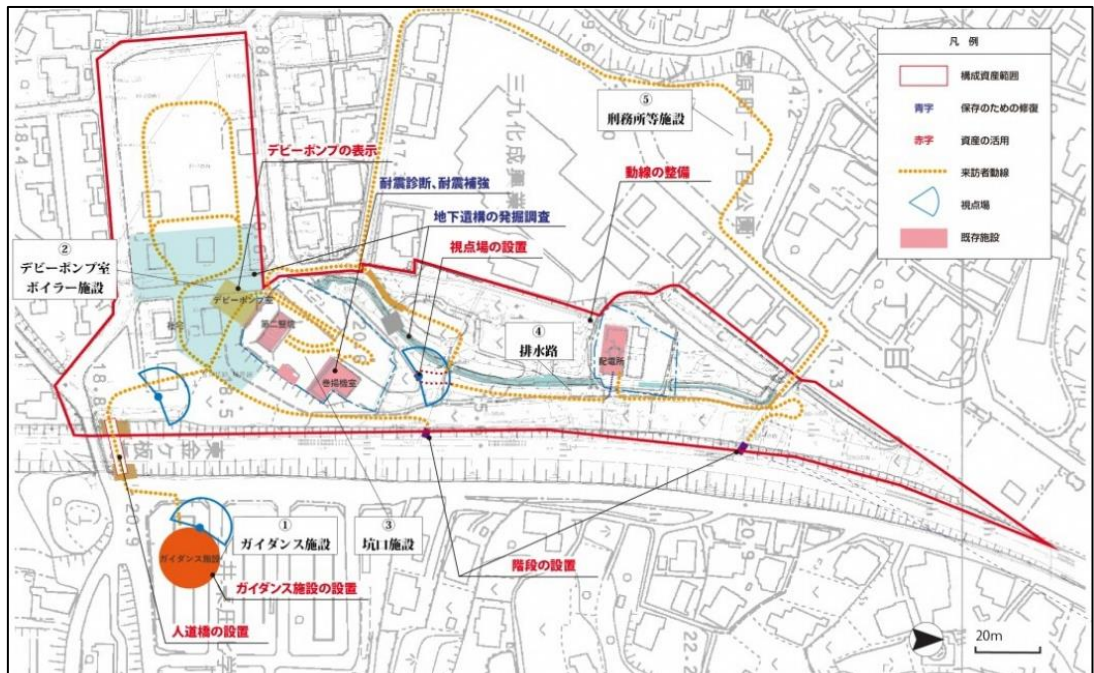


図5 宮原坑跡公開活用計画図

○ 万田坑

石炭採掘の最盛期である昭和14年頃の状況を追体験できるように、「万田坑に従事した職員・鉱夫の動きを理解する動線」【人の動き】と「石炭の動きを理解する動線」【石炭の動き】の2つを設定する。

【人の動き】①山ノ神祭祀施設→②倉庫及びポンプ室(旧扇風機室)→③事務所(新扇風機室)→④安全燈室及び浴室(旧扇風機機械室)→⑤第二堅坑櫓→⑥第二堅坑巻揚機室→【石炭の動き】⑦第一堅坑口→⑧選炭場跡(専用鉄道敷跡)→⑨デビーポンプ室跡→⑩配電所→⑪汽罐場跡

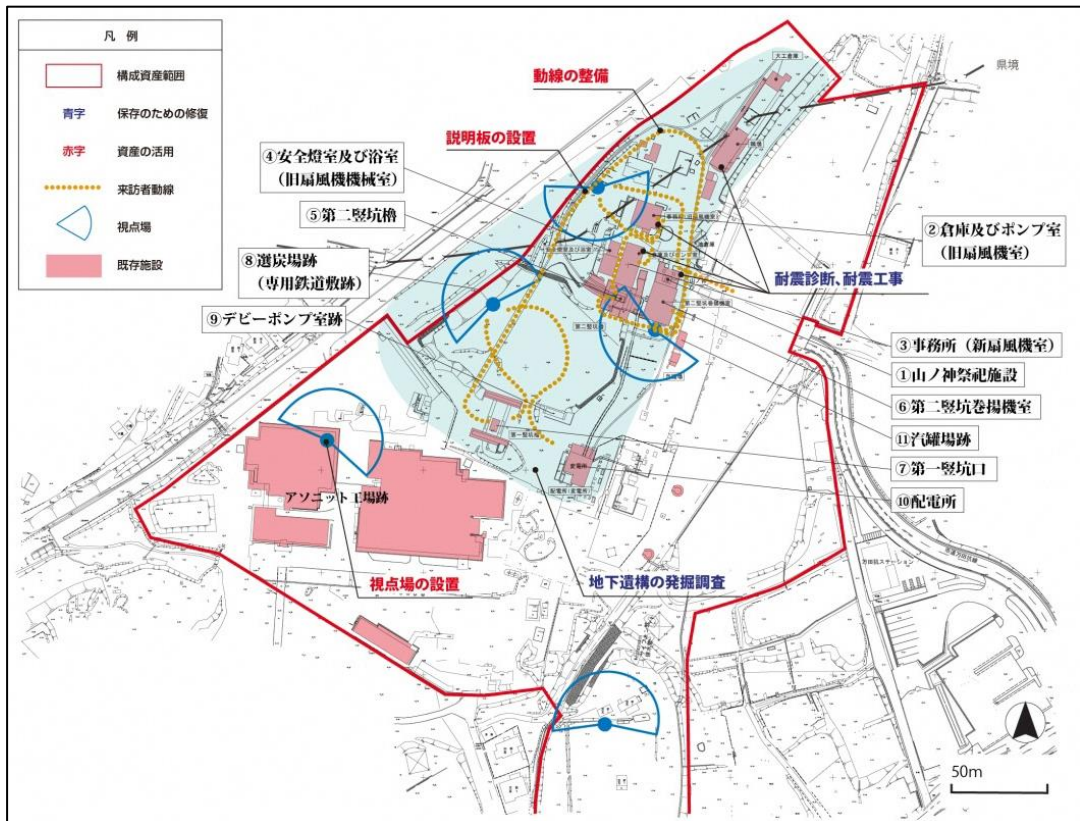


図6 万田坑跡公開活用計画図

○ 専用鉄道敷跡

専用鉄道敷跡が果たした物流システムのみならず、宮原坑・万田坑の坑口と鉄道敷との機能上の連続性も含め、来訪者の理解増進を目的として、構成資産およびその周辺における動線を次のとおり設定する。

(北側から)①宮原坑北側地区→②宮原坑隣接地区→③諏訪川橋梁前後地区→④万田坑北側地区→⑤万田坑隣接地区



図7 専用鉄道敷跡公開活用計画図

ウ. 地形造成／環境造成

修復・公開活用において必要となる最小限の変更を除き、現在の地形・環境を維持する。

来訪者が専用鉄道敷跡の連続性を体感できるよう遊歩道を設置する。また、鉄道敷と坑口(宮原坑・万田坑)との間の連続性・一体性が理解できるよう両者間のアクセスのための園路を設置する。

エ. 修景・植栽

原則的に新規の樹木植栽は行わないこととし、構成資産内で石炭の採掘・運搬システムを理解する上で障害となる樹木は伐採する。ただし、視点場・休憩箇所では既存の樹木を緑陰樹として残す。

竪坑施設で使用されている煉瓦・鉄・コンクリート等の材質・素材に見られる三池の石炭産業の景観的な特質を抽出し、それらを新設する柵・園路等の材料・材質へと反映させる。

オ. 案内・解説施設

動線に合わせて、案内板・誘導板を設置する。案内板・誘導板の意匠・形態は三池炭鉱全体で統一し、見学時の展望に支障がないよう最小限の数量・大きさとする。

宮原坑では、構成資産の南方の緩衝地帯内にガイダンス施設を新設し、明治日本の産業革命遺産の顕著な普遍的価値の概要と宮原坑の位置づけを解説する。また、発掘調査等で新たに明らかとなった遺構については、地下で確実に維持することを前提としつつ、来訪者に分かりやすく表示・解説する。

万田坑の敷地東端には昭和38年の炭塵爆発事故の遺族対策として建設されたアソニット工場の建物群が現存するが(図6)、それ以前には第一竪坑に関連する施設が存在していた。来訪者がその変遷・意義を理解できるよう解説するとともに、工場建物の屋上を視点場として開放すること、屋内を万田坑の修復に伴う部材の保管場所として活用することを目指す。

カ. 管理・便益施設

来訪者に対し必要な便益施設を設置する場合には、景観を損なわない場所の選定と設計を行う。トイレは既存施設を利用し、新設はしない。また、休憩・便益施設は、鉄道敷跡のプラットホーム跡を活用するなど、可能な限り炭鉱が稼働していた当時の既存施設の再利用を行う。

キ. 公開・活用施設

エリア7 三池のヴィジターセンターである石炭産業科学館(図3)を核として、宮原坑・万田坑の各ガイド施設と連携した三池炭鉱の情報発信、普及啓発活動を行う。

(4) 緩衝地帯の修景・改善

宮原坑、万田坑周辺の緩衝地帯は、大牟田市・荒尾市の景観条例により景観形成重点地区に指定しており、今後とも建造物等の高さ・色彩の規制を行い、良好な景観を維持することとする。

鉄道敷跡及び宮原坑・万田坑の各々に対する展望地点、鉄道敷跡のパイプラインの見学地点、道路等のインフラ施設と交わる煉瓦造建造物の見学地点、構成資産の全容を遠望できる視点場等においては、構成要素が相互に結合することにより石炭の採掘・運搬システムを形成していた三池の石炭産業の景観的な特質を来訪者が理解できるように、建築物の高さ制限や素材・色彩のコントロール等を行う。

(5) 文化的資源・情報発信の拠点としての活用

ア. ガイダンス施設の活用方法

石炭産業科学館(図3)では明治日本の産業革命遺産に関する全体及びエリア7 三池の解説を、宮原坑・万田坑のガイダンス施設では個々の場所の解説を行う。映像・展示の提供をはじめ、ガイドによる解説、他エリアの構成資産への見学ツアーなどを実施し、世界遺産全体の理解増進に結びつける。

宮原坑・万田坑では、旧社宅建物や旧アソニット工場の建物を再利用し、当時の炭鉱労働者の生活などを再現した展示を行い、三池炭鉱の歴史的な変遷・展開の過程の観点から理解増進に結びつける。

イ. 地域コミュニティの参画方法

三池炭鉱は多くの人々との関わりがあって炭鉱が営まれ、地域の愛着があって閉山後は文化財として残された。これからの保存・活用についても地域住民の意識の醸成と積極的な参画を図る。また、ガイドの能力開発の向上を図るため、各種研修や講演会、団体の育成等の取組みを進める。

4. 事業の実施

(1) 実施事業項目の優先順位

大牟田市・荒尾市は、平成30年を始点として約20年間の事業実施スケジュールを作成する。これは6年ごとの段階的なスケジュールであり、Ⅰ期(H30—H35年)、Ⅱ期(H36年—H41年)、Ⅲ期(H42年—H47年)に分け、優先順位をつけて段階的に実施する。坑口の機能を持ち、多くの煉瓦造建造物が残されている宮原坑・万田坑は修復・公開活用を第一に進めるため、Ⅰ期に事業を推進する。その後、専用鉄道敷跡をⅡ期に事業を推進する。

特に、Ⅰ期において優先順位を高く置いて実施する事業項目は以下のとおりである。

- 宮原坑第二堅坑捲揚機室の修復
- 宮原坑ガイダンス施設の設置
- 宮原坑坑口の体験
- 万田坑扇風機室等の建造物の修復
- 万田坑第二堅坑坑口の体験
- 万田坑第一堅坑及び第二堅坑トンネル活用

(2) 実施スケジュールの見直し

本スケジュールは現時点において将来的な望ましい姿を見据えて作成したものであり、Ⅱ期終了後には、進捗状況及び社会情勢等を踏まえ、時点修正を行うこととする。

区分	事業項目	I期(6年) H30-H35	II期(6年) H36-H41	III期(6年) H42-H47
宮原坑	①発掘調査等の調査研究	■		
	②巻揚機室等造物保存修理		■	
	③来訪者の理解促進のための 動線・解説板等の設置		■	
万田坑	①発掘調査をはじめとした調査研究	■		
	②扇風機室等造物保存修理	■		
	③来訪者理解促進のための 動線・解説板等の設置		■	
専用鉄道敷跡	①発掘調査をはじめとした調査研究	■		
	②来訪者理解促進のための 動線・解説板等の設置		■	

表1 事業実施スケジュール

(3) その他

大牟田市・荒尾市では、構成資産の修復等に関しては、世界文化遺産登録後の平成28年度からの2ヶ年において各種補助制度を活用しつつ必要な財源※を確保し対応してきており、今後ともこれまでと同様に関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、事業を確実に実施したいと考えている。

※平成28年度(決算)は約14百万円、平成29年度(予算)は約25百万円(整備計画策定費等に係る経費を含む。)、いずれも維持管理経費は含まない。



図8 三池炭坑 宮原坑 修復・公開活用完成予想図



図9 三池炭坑 万田坑 修復・公開活用完成予想図